

## 就学援助費予定単価（年額）

費目	対象学年	小学校	中学校	備考
学用品・ 通学用品費	第1学年	11,630	22,730	年3回に分けて給付します。
	第2学年～	13,900	25,000	
新入学用品費	就学予定者 ・未就学(年長)児 ・第6学年	57,060	63,000	1月上旬（3学期始業日）認定者に給付します。 ※市外転出予定者は対象外
体育実技用具 (スキー用具)	(小学校) ・第1～3学年 ・第4～6学年 各1回の給付 ※上限2回  (中学生) ・第1～3学年 1回の給付 ※上限1回	26,500	38,030	予定単価を上限として、体育授業で主として行う種目のスキー用具（板・金具・靴・ストック）の購入時の実費分を給付します。 ※対象購入期間：11月～1月 領収書の提出が必要です。
修学旅行費	実施学年	実費	実費	対象経費の実費分を給付します。
校外活動参加費（宿泊あり）	全学年	実費	実費	対象経費の実費分を給付します。
校外活動参加費（宿泊なし）	全学年	実費	実費	対象経費の実費分を給付します。 ※主でない種目のスキー用具レンタル料含む
		※スキー用具レンタル料のみ上限あり		(上限)在学校在籍者が斡旋する授業相当分のスキー用具レンタル料
学校給食費	対象者（※）	実費	実費	対象経費の実費分を給付します。
医療費	対象者（※）	実費	実費	対象疾病 ①トラコーマ・結膜炎 ②白癬・疥癬・膿痂疹 ③中耳炎 ④蓄膿症・アデノイド ⑤寄生虫病 ⑥う歯  治療費の自己負担額分に対し、「医療券」を発行して市教委が支払います。医療券は、学校が市教委へ申請し、市教委が学校を通じて申請者へ発行します。 <u>医療券発行前の治療は援助対象外ですのでご注意ください。</u>
PTA会費	全学年	3,450	4,260	予定単価を上限として、実費分を年3回に分けて給付します。
生徒会費	中学校のみ 全学年		5,550	予定単価を上限として、実費分を年3回に分けて給付します。
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	全学年（※）	460	460	対象経費の実費分を給付します。

※市内在住の区域外就学者（中等教育学校前期課程の在籍者など）は、学校給食費及び医療費、スポーツ共済掛金が十日町市就学援助制度の給付対象外です。

※予定単価は変更になることがあります。